

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (食品・衛生課)	1
○平成27年度高知県臨時種畜検査の実施 (畜産振興課)	1
公告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	1
○土地改良区の清算人の就職 (農業基盤課)	1
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	1

告 示

高知県告示第474号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）の指定を平成27年8月5日付で次のとおり行った。

平成27年8月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 研修及び講習の主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称
平成28年1月31日（日）
高知市丸ノ内二丁目1-10 高知城ホール
- 第2型研修及び講習の受付期間
平成27年12月10日（木）から平成28年1月18日（月）まで
- 研修及び講習の科目
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品

- 研修及び講習の受講料
研修受講料 5,000円
講習受講料 4,500円
- 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先
高知市はりまや町三丁目7番6号 パームサイドビラ2階
公益財団法人高知県生活衛生営業指導センター

高知県告示第475号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する平成27年度高知県臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成27年8月18日

高知県知事 尾崎 正直

検査の場所		検査の期日
高岡郡 佐川町	高知県畜産試験場	平成27年9月11日 午後2時から午後3時まで

- 備考 1 検査を受けなければならない種畜は、疾病その他やむを得ない事由によって平成27年度定期種畜検査を受けることができなかった家畜の雄であって、県内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供するものとする。
- 2 検査の当日に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。
- 受検家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類
 - 種付台帳又は家畜人工授精簿
 - 前年度に定期種畜検査を受検しているときは、その種畜証明書

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成27年8月5日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年8月5日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の	申請に係る特定非営利活動法人
-----	----------------

あった年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年6月26日	特定非営利活動法人土佐の太平洋高気圧	樋口 恵子	安芸市本町三丁目12番21号	この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域での自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、窪川町七里土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成27年8月18日

高知県知事 尾崎 正直

氏名 住 所
南部 大海 高岡郡四万十町七里甲1029

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成27年8月18日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成27年5月27日 27高都計第122号	吾川郡いの町枝川字 實光3583番	吾川郡いの町枝川 2986番地3 モン クール302号 細木 正也